

会 議 録 (1)

会 議 の 名 称	令和3年度（第3回）入間市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和3年10月19日（火） 午後2時00分開会・午後2時45分閉会
開 催 場 所	入間市役所 C棟 5階 501会議室
議 長 氏 名	松下庄一
出席委員（者）氏名	1号委員 荒岡真由美、齋藤大治、齋藤めぐみ、中沢茂樹 晝間達夫（会長代理） 2号委員 粕谷光由、澤田壽一、寺師良樹、宮城公子、村下紀明 3号委員 山下昇治、築地芳枝、中林誠一、永田雅良 松下庄一（会長） 4号委員 永岡拓也、脇之蘭明子
欠席委員（者）氏名	荒川雄三
説明者の職氏名	議事 (1) 令和4年度における国民健康保険税率等の改正について 井上主幹 (2) 入間市国民健康保険税条例の一部改正について 井上主幹 (3) 入間市国民健康保険条例の一部改正について 松谷主幹 その他 (1) 事務連絡 入間市国民健康保険運営協議会委員の改選について 坂本課長
会 議 次 第 (公開・非公開の別)	別紙「会議録（2）」のとおり（公開）
非 公 開 理 由	
傍 聴 者 数	0人
配 布 資 料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	市 長 杉島理一郎 健康推進部長 岸道博 健康推進部次長 晝間晴美

	国保医療課長 坂本満 国保医療課主幹 松谷敏行 井上健太郎 国保医療課副主幹 石田弘美 国保医療課主事 平岡真波
会議録作成方法	要点記録

会 議 録 (2)

議事の概要 (経過) ・決定事項

- 1 委嘱状交付
- 2 開会 (司会)
- 3 会長あいさつ (松下会長)
- 4 市長あいさつ (杉島市長)
- 5 議事 (議長：会長)
 - (1) 令和4年度における国民健康保険税率等の改定について (事務局からの説明・質疑応答の後に全員了承)
 - (2) 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について (事務局からの説明・質疑応答の後に全員了承)
 - (3) 令和4年度における国民健康保険税率等の改定について (事務局からの説明・質疑応答の後に全員了承)
- 6 その他
 - (1) 事務連絡
入間市国民健康保険運営協議会委員の改選について
- 7 閉会 (晝間会長代理)

会議録(3)

発言者	発言内容
<p>市長 委員 事務局 市長 市長 市長</p>	<p>委嘱状交付式 新委員紹介(省略) 開会(省略) 会長あいさつ(省略) 市長あいさつ(省略) 本日の出席委員は17名です。欠席の届出は、第4号議員の荒川雄三委員より欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、これより議事に入りますが、その前に、本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の会議の議事録署名委員は、1号委員から齋藤大治委員、3号委員から山下昇治委員を指名します。 それでは、本日の議題は3点あります。 まず、1点目の「令和4年度における国民健康保険税率等の改正について」を議題とします。 前回の協議会にて、事務局から提示のあった3つ改定税率案の中から、今回の協議会において、委員の皆さんの意見をお聴きし、ひとつの案に決定する。ということによろしいでしょうか。 それでは、事務局より説明をお願いします。 議事(1)の「令和4年度における国民健康保険税率等の改定について」説明させていただきます。 資料1_(1)「令和4年度における国民健康保険税率等の改定について」をご覧ください。 はじめに、1 これまでの協議決定事項等 について確認させていただきます。 (1) をご覧ください。 5月25日に開催された令和3年度第1回国保運営協議会では、「税率改定で見込む額を1億5,000万円とすること」「賦課方式の2方式への移行は、令和4年度の改定ではなく、令和7度の実施を見込む次の改定時とすること」が決定されました。 (2) をご覧ください。 8月3日に開催された第2回国保運営協議会では、改定案として事務局より3案を提示させていただきました。 現行の税率及び改定案については、表のとおりとなります。網掛け部分が税率等の改定箇所となります。 改定案①から③について、掻い摘んで説明させていただきますと、改定案①は、均等割の増額額を抑制することにより低所得者の負担増を抑制し、介護納付金分の増額幅を抑えることで、とかくシワ寄せがいきやすい中間所得層の負担増の軽減を図る案です。 提案した3案のうち、被保険者への影響の幅が最も小さくなります。 案②は、標準保険税率で算定した「医療給付費分」「後期高齢者支援金等分」「介護納付金分」それぞれの賦課総額に近づけるよう改定する案です。「医療給付費分」の所得割の率が引き下げられていること、「後期高齢者支援金等分」の均等割額が案①と同様抑制されていること</p>

	<p>により、「介護納付金分」が賦課されない世帯においては、最も負担増が抑制されますが、反面、「介護納付金分」が賦課される世帯においては、「介護納付金分」の所得割・均等割とも引き上げ幅が案①より大きくなっているため、負担増となる額が大きくなります。</p> <p>案③は、応能割と応益割の比率も含めて、標準保険税率により近づけるよう改定する案です。均等割額が大きく引き上げられるため、低所得世帯の負担増が大きくなりますが、所得割は引き下げとなるため、中間所得層から高所得層の負担は軽減される傾向となります。特に、「介護納付金分」が賦課されない中間所得層から高所得層世帯においては、その影響が大きくなります。</p> <p>表〔賦課額の増減〕をご覧ください。</p> <p>試算では、案①は今回の改定で賦課額が減る世帯はありませんが、最も賦課額が増える世帯の増額は試算で48,200円、50,000円以下となる見込みです。</p> <p>案②では、試算で最大23,500円、賦課額が減る世帯がでる一方、最大86,600円、賦課額が増える世帯が生じる見込みであり、</p> <p>案③では、最大で99,500円、賦課額が減る世帯がでる一方、最大100,100円、賦課額が増える世帯が生じる見込みとなります。</p> <p>続きまして、2今回の協議事項です。</p> <p>(1)をご覧ください。</p> <p>一つ目は、答申とする改定内容の決定です。</p> <p>前回提示させていただいた3案の中から、答申とする改定内容を決定していただきます。</p> <p>(2)をご覧ください。</p> <p>二つ目は、答申書(案)についての協議です。</p> <p>一つ目の、答申とする内容の決定後、ご協議いただきたいと思います。</p> <p>資料1_(1)の説明は以上です。それでは、一旦、会長にお返しいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>只今、事務局の方から説明がございました。この説明につきましてご質疑等ございますでしょうか。前回につきましては、1号委員を含め皆さんからのご意見を伺いました。前回の協議会では、改定案①のご意見が多かったですが、令和4年度における国民健康保険税率等の改正については、①から③の中からどのようにするかを皆さんのご意見を伺いながら、決定をしたいと思っております。前回出席出来なかった1号委員の皆さんには、事務局の方から個別にご説明をしたと聞いております。特に1号委員の皆さん、被保険者代表というところでございますので、皆さん何かご意見はございますでしょうか。</p>
<p>中 沢 委 員</p>	<p>中沢委員いかがでしょうか。</p> <p>改定案①をお勧めすると回答します。広域扱いになった場合、県単位の補填分というのはどこかで生じてしまう訳であります。4方式から2方式への変更を令和7年度へ延長されたわけですから、そこへ向けて緩やかな値上げをするということによしとする。</p>
<p>会 長 荒 岡 委 員</p>	<p>ありがとうございました。荒岡委員いかがでしょうか。</p> <p>私も案①でとお伝えをしているところなのですが、やはり現在のご</p>

<p>会 長 齋藤委員</p>	<p>時世などを考えまして、案①が市民によろしいのではないかなと思っております。 齋藤委員には、前回もご意見を頂いておりますが、いかがでしょうか。</p>
<p>会 長 事務局</p>	<p>一点確認したいのですが。入間市の人口で、60歳以上の割合、75歳以上の方の割合は大体どのぐらいになりますか。 事務局いかがでございますか。</p>
<p>会 長 山下委員</p>	<p>国保加入者で未就学児から64歳と65歳から74歳の割合になりますが、令和2年度では、就学児から64歳が51.78%、65歳から74歳が48.22%になっております。 3号委員の山下委員いかがですか。 前回のこの協議会でも申し上げましたが、財政的に上げなくてはならないと思しますので、なるべく穏やかに少しずつ上がっていく方が負担の厳しい層は当然あるわけですので、その方たちへも配慮したかたちがいいのではないかなと思しますので、①案が良いのではないかと思います。</p>
<p>会 長 澤田委員</p>	<p>2号委員の澤田委員いかがですか。 全体的なバランスから見れば、案①でいいと思います。案①でまとめていただければよろしいかと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。他に何かご意見はございますでしょうか。もしなければ、只今1号委員の皆さんのご意見が、被保険者代表として①の案というご意見でございますので、この議題につきましては、改定案①の税率と決定させていただきます。ご異議ございませんでしょうか。</p>
<p>会 長</p>	<p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。では、議題1については、改定案①で決定をさせていただきます。 この決定に伴いまして、当協議会より杉島市長へ答申を行います。答申書の内容及び今後の流れについて、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、答申書(案)について、ご説明いたします。 資料1_2)は、答申書提出の際の鑑文の案となります。 資料1_3)をご覧ください。こちらが、答申書の案となります。 表紙をおめくりください。答申とする内容ですので、少々長くなりますが、内容を読み上げさせていただきます。 (資料1_3) 答申書(案)を読み上げる)</p>
<p>会 長</p>	<p>答申書(案)の内容は以上となります。 答申書(案)の内容について、ご協議いただきたく、よろしくお願い致します。 只今の事務局説明に対し、ご質疑等はございますか。 (質疑なし)</p> <p>それでは、提出する答申書の内容については、事務局案のとおりで</p>

<p style="text-align: center;">事 務 局</p>	<p>よろしいでしょうか</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>答申書については、今月末までに市長に提出いたします。 答申書の写しについて、事務局から委員の皆様へ郵送するようお願いいたします。</p> <p>それでは、議題1についての協議は以上とします。 次に、2点目の「入間市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。 事務局より説明願います。 議事(2)の「入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」説明させていただきます。 資料(2)「入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」をご覧ください。</p> <p>1 改正の概要をご覧ください。 今回の改正ですが、未就学児(小学校にあがる前の子ども)の均等割保険税について、その5割を軽減するための改正となります。</p> <p>2 改正の事由をご覧ください。 国において、『全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律』が成立し、令和4年4月1日から、未就学児の国民健康保険税の均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度が創設されたことによります。</p> <p>3 改正の内容をご覧ください。 対象は、国保被保険者の未就学児。 未就学児に係る均等割保険税について、その5割を公費により軽減します。ただし、世帯所得に応じた7割・5割・2割の軽減措置を受けている世帯の未就学児については、世帯所得に応じた7割・5割・2割の軽減をした後の額から5割を軽減します。 表の額は、先ほどご協議いただいた税率改定前の数値となります。 世帯所得による軽減を受けていない世帯の未就学児については、税率改定前の均等割額28,000円の半分14,000円が減額され、均等割額が14,000円となります。 7割軽減世帯の未就学児については、7割軽減後の残り3割、8,400円の半分4,200円が減額され、均等割額が4,200円となります。元々の均等割額28,000円から見ると、8.5割の軽減となります。 5割軽減世帯の未就学児については、5割軽減後の残り5割14,000円の半分7,000円が減額され、均等割額が7,000円となります。元々の均等割額28,000円から見ると、7.5割の軽減となります。 2割軽減世帯の未就学児については、2割軽減後の残り8割、22,400円の半分、11,200円が減額され、均等割額が11,200円となります。元々の均等割額28,000円から見ると6割の軽減となります。 公費の負担割合は、国が2分の1、県と市が4分の1ずつを負担し</p>
--	--

<p>会 長</p>	<p>ます。裏面をご覧ください。</p> <p>4 改正による影響（見込）をご覧ください。</p> <p>(1) 未就学児1人あたりの軽減額ですが、税率改定前の額の場合、所得による軽減を受けていない世帯の未就学児については、医療分の均等割20,000円、支援金等分8,000円、合計28,000円の半分、14,000円の減額となります。</p> <p>7割軽減世帯の未就学児については、均等割額を7割軽減した残り3割、8,400円の半分の4,200円の減額、5割軽減世帯の未就学児については、均等割額を5割軽減した残り5割、14,000円の半分の7,000円の減額、2割軽減世帯の未就学児については、均等割額を2割軽減した残り8割22,400円の半分の11,200円の減額となります。</p> <p>(2) 対象となる人数、世帯数をご覧ください。</p> <p>令和3年9月1日時点での加入状況で620人、473世帯が対象となります。</p> <p>これは、国保加入者の1.86%、国保加入世帯の2.19%にあたります。</p> <p>(3) 影響額をご覧ください。</p> <p>こちらは、令和3年9月1日時点での加入状況で、現行の税率にて試算した数字となります。</p> <p>未就学児620人に対して合計6,490,400円、総額約650万円の軽減が図られる見込みです。</p> <p>(4) 公費負担の割合、負担見込額をご覧ください。</p> <p>この減額については、公費で負担することとされており、国が50%、県と市が25%ずつを負担します。</p> <p>影響額の見込みが6,490,400円のため、その25%1,622,600円が市の負担となります。</p> <p>なお、この金額は法定繰入金の対象となります。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>只今の事務局の説明に対し、ご質疑等はございますか。</p> <p>無ければ「入間市国民健康保険税条例の一部改正について」は、ご了承いただいでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では、議題2につきましては、議案のとおり了承いたします。</p> <p>次に、3点目の「入間市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。事務局より説明願います。</p> <p>議事3の「入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明します。</p> <p>先ず初めに、「改正の概要」として、出産育児一時金及び加算額が改正されます。施行日は、令和4年1月1日で、これに伴い令和3年12月議会に上程予定となっております。</p> <p>改正の事由といたしましては、「健康保険法施行令」の一部改正があり、産科医療補償制度の掛金が見直され、加算額は16,000円から12,000円、4,000円引下げられました。</p>

<p>会 長</p>	<p>これに伴い、現在支給されている出産育児一時金等の支給総額420,000円を維持するため出産育児一時金404,000円から408,000円、4,000円の増額を行うものであります。</p> <p>これによりまして、出産一時金の合計支給額は、420,000円から420,000円、プラスマイナス0円となります。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> <p>只今の事務局の説明に対し、ご質疑等がございますか。</p> <p>無ければ「入間市国民健康保険条例の一部改正について」は、ご了承いただいておりますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>事 務 局</p>	<p>では、議題3につきましては、議案のとおり了承いたします。</p> <p>以上で、本日の議事を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>これにて議長の任を解かせていただきます。事務局に進行をお願いします。</p> <p>松下会長 ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第6「その他」事務連絡について、事務局よりご報告いたします。</p> <p>それでは事務連絡をいたします。</p> <p>国民健康保険運営協議会委員の皆様の改選についてですが、任期が令和3年12月までとなっております。新しい任期につきましては、令和4年1月1日から3年間となります。18名の委員改正が必要となりますが、今後改選につきましてご通知を送付いたしますので、何卒よろしく願いいたします。事務連絡は以上です。</p> <p>次第7「閉会」のあいさつを晝間会長代理、お願いいたします。</p> <p>(晝間会長代理あいさつ)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。</p>

議事の内容・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

会 長 _____

指名委員 _____

指名委員 _____